

「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）
（非常勤の消防団員が支給を受ける報酬）に対する意見公募手続の
実施について

国税庁では、「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正について、別添のとおり予定しています。

これらの改正につき御意見等（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX又は郵便等により下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見をお受けできませんのであらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【募集期間】

令和3年10月1日（金）から令和3年11月1日（月）まで（必着）

【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- FAXの場合

FAX番号：03-3597-5793

国税庁 課税部 法人課税課 源泉所得税審理係宛

（FAXの件名に「『所得税基本通達』一部改正（案）に対する意見」と記載願います。）

- 郵便等による場合

〒100-8978 千代田区霞ヶ関3-1-1

国税庁 課税部 法人課税課 源泉所得税審理係宛

（封筒等の表面に「『所得税基本通達』一部改正（案）に対する意見」と記載願います。）

「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）の概要

1 改正等の背景

(1) 所得税基本通達における取扱い

所得税基本通達では、消防組織法第18条《消防団》の規定に基づき市町村に設置された消防団に所属する非常勤の消防団員（以下「消防団員」といいます。）が当該市町村から支給を受ける各種の手当等に係る所得税の課税関係については、次のイ及びロのとおり取り扱うことを明らかにしています。

イ いわゆる「出勤手当」（消防団員が、消防、水防等のための出勤の回数に応じて支給を受けるもの）については、所得税を課税しなくて差し支えない。

ロ いわゆる「年額報酬」（消防団員が、出勤の回数に関係なくあらかじめ定められている年額等によって支給を受けるもの）については、その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、所得税を課税しなくて差し支えない。

このように取り扱うこととしているのは、「出勤手当」及び5万円以下の「年額報酬」については、いずれも費用の弁償という性格を有していると考えられるからです。

(2) 消防庁における検討及び各市町村への通知

消防庁では、令和2年12月に有識者による「消防団員の処遇等に関する検討会」を立ち上げ、消防団員の適切な処遇の在り方等について検討を行ってきました。

そして、令和3年4月、同検討会により取りまとめられた報告書を受け、消防庁は、各市町村に対して、消防団員の処遇改善に向け今後必要な措置として次の事項を内容に含む通知を発出しました（令和3年4月13日付消防地171号「消防団員の報酬等の基準の策定等について」）。

イ 消防団員の報酬の種類は、「出勤報酬」（出勤に応じた成果給的な報酬）と「年額報酬」（即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な報酬）の2種類とする（地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。）。

ロ これらの報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

ハ 上記イ及びロに関して、必要な条例改正を令和4年3月末日までに行い、同年4月1日から施行する。

2 改正案の概要

上記1(2)の消防庁の通知を踏まえ、消防団員が市町村から支給を受ける報酬に係る所得税の課税関係については、次のとおり取り扱うこととします。

(1) 「出勤報酬」については、これまでの費用の弁償として支払われていた「出勤手当」とは異なり、出勤したことに対する報酬として支払われるものであるため、給与等として所得税の課税対象とします。

なお、消防団員が出勤に際して支給を受ける費用の弁償については、所得税基本通達28-8《地方自治法の規定による費用の弁償》の取扱いによることとなります。したがって、当該費用の弁償のうち、①出勤に係る旅費については、所得税法第9条第1項第4号《非課税所得》の規定により所得税は非課税とされるほか、②地方自治法203条の2第3項《報酬、費用弁償及び期末手当》の規定により支給を受けるもので、職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものについては、所得税の課税対象とはなりません。

(2) 「年額報酬」については、その性格は従前と変わらず、引き続き支払われるものであるため、これまでどおりその年中の支給額が5万円以下であるものに限り、所得税を課税しなくて差し支えな

いものとします。

3 適用時期

改正後の所得税基本通達の取扱いは、令和4年4月1日以後に行う職務に係る報酬について適用します。

4 新旧対照表

所得税基本通達 28-9 の新旧対照表は別紙のとおりです。

(参考)

新旧対照表の「改正後」欄の「出勤の日数等」には、「出勤の日数」のほか、「出勤の回数」や「出勤の時間」等が含まれます。